# 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令 （平成十三年環境省令第四十一号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令第二条第一項に規定する、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）に基づき我が国が規制を行うことが必要な物は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書ＩＶＢに掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するものとする。

###### 一

別表第一に掲げる物又はそのいずれかを含む物

###### 二

前号に掲げる物及び別表第二に掲げる物のいずれにも該当しない物であって、条約附属書ＩＩＩに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。